

農林水産部優良建設工事表彰実施要領

(総 則)

第1条 この要領は農林水産部所管の建設工事に関し、その施工及び技術力が優秀であり他の模範とするにふさわしい工事（以下「優良建設工事」という。）を選考し、その施工業者を顕彰することにより、農林水産関係工事への理解を深めるとともに、施工技術の向上と建設工事の質的向上を図るための必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 優良建設工事の表彰の種類は、次の3種類とする。

- (1) 知事表彰
- (2) 部長表彰
- (3) 所長表彰

(選考対象工事)

第3条 優良建設工事の選考対象工事は、農林水産部の公共工事のうち漁港工事を除く工事全てとする。

2 知事表彰及び部長表彰の選考対象となる工事は、次の各号に該当する工事とする。

- (1) 表彰日の属する年度(以下「表彰年度」という。)の前年度に完成した工事
- (2) 請負額が500万円以上の工事
- (3) 工事成績評定点数が80点以上の工事
- (4) 他の模範とするにふさわしい工事

3 所長表彰の選考対象工事は、農林水産部優良建設工事所長表彰要領による。

4 次の各号のいずれかに該当する施工業者が実施した工事は、選考から除外する。

- (1) 主たる営業所が県外にある者(但し、県内に自社製造プラント工場を有する者は除く)
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (3) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (4) 表彰年度の前年度表彰日の翌日から表彰日までにおいて以下の要件に該当する者
 - ア 指名停止措置を受けた者
 - イ 死亡事故を発生させた者(下請負人が死亡事故を起こした場合も含む)
- (5) その他表彰にふさわしくないと認められる者

5 前項第4号の該当要件は、一原因に対し一回のみの適用とする。(但し、表彰日に指名停止を受けている者は除く)

(推薦の方法)

第4条 優良建設工事の推薦は次の事務所等（事務所、課（室））が行うものとする。

- (1)南加賀、石川、県央、中能登、奥能登の5農林総合事務所
- (2)大日川ダム管理事務所
- (3)水産課漁港漁村整備室

2 事務所長は農林水産部長(事務局長・各主務課長経由)へ事務所の優良建設工事を推薦する。

(選考委員会の設置)

第5条 農林水産部長は、優良建設工事を選考及び承認するため、優良建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(委員会の構成)

第6条 委員会の委員は、農林水産部長、農林水産部次長(事務・農業土木・林業)、次長兼水産課長、農業政策課長、農業基盤課長、森林管理課長、水産課漁港漁村整備室長、農業政策課技術管理室長とする。

2 委員会に委員長及び副委員長をおく。

委員長は、農林水産部長、副委員長は農林水産部次長（事務）をもって充てる。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員会の事務局は、技術管理室に置き、事務局長は技術管理室担当課長とする。

(委員会の開催及び審議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局会議の開催)

第8条 事務局長は、各主務課の担当課長(工事担当の担当課長がいない課にあつては課長補佐以上の職員又はグループリーダー)、技術管理室の課長補佐以上からなる事務局会議を開催し、委員会へ報告するため、順位を付した優良建設工事(案)、及び所長表彰配分件数(案)を取りまとめるものとする。

(知事表彰・農林水産部長表彰の選考)

第9条 委員会は、農林水産部優良建設工事(案)を審議し、優良建設工事の知事表彰・農林水産部長表彰を選考する。

2 委員会は、各事務所等への所長表彰配分件数(案)を承認するものとする。

3 表彰工事件数は知事表彰5件程度、農林水産部長表彰5件程度とする。

(表彰の取り消し)

第10条 知事表彰または部長表彰の表彰後に、当該表彰工事に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、選考委員会にて審議のうえ、当該表彰工事に係る表彰を取り消し、受賞者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 受賞者が瑕疵の修補請求を受けたとき
- (2) 損害賠償請求事由が発生したとき
- (3) 受賞者が法令違反等により処分を受けたとき
- (4) 大規模な補修等を行う必要が生じたとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

平成17年4月 1日実施
平成18年4月11日改正
平成19年4月 1日改正
平成21年4月 1日改正
平成23年9月 2日改正
平成24年4月18日改正
平成24年9月 4日改正
平成25年4月15日改正
平成26年4月 1日改正
平成26年4月 8日改正
平成28年4月 1日改正
平成30年4月 5日改正
平成31年4月 1日改正
令和 2年4月 1日改正
令和 3年4月 1日改正